

教委体第1058号

令和3年6月24日

各県立学校長 殿

体育保健課長

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で
実施することについての考え方及び留意点等について（通知）

上記について、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省健康局健康課予防接種室から通知がありましたので、別添（写）を送付します。

なお、特に「2. 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い」については、下記のとおり取り扱うようお願いいたします。

記

- ワクチン接種を希望する児童生徒は、週休日や祝祭日、または放課後で予約するよう努めるものとします。ただし、週休日等に予約できず放課後以外の在校時間内に接種する場合は「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当するとし、「出席停止」扱いとします。
- 副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規程に基づく「出席停止」の措置を取ることができます。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断願います。

【担当】

学校保健・食育班 秋吉

TEL 097-506-5636